

# 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等 導入助成のご案内【管理組合等用】



北区では、地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの排出を削減するために、区内の分譲住宅の管理組合等の方を対象に、再生可能エネルギー及び省エネルギー機器を導入する際の費用の一部を予算の範囲内で助成しております。

## 助成対象者

- (1) 申請者が管理組合等（マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合又は同法第2条第4号に規定する管理者をいう。）であること。
- (2) 区内の分譲住宅等の共用部分に助成対象機器等を購入し、設置又は施工する方。
- (3) 法人住民税を滞納していないこと。
- (4) 導入しようとする機器等が、未使用のものであること。
- (5) 同一年度内にこの助成制度に基づく同じ種類の機器等に対して助成を受けていないこと。
- (6) 導入しようとする機器等について、区の助成を受けていないこと。
- (7) 建築物の販売、貸付け等による利益を目的としていないこと。
- (8) **令和7年2月28日（金）**まで（必着）に交付申請を提出し、かつ、**令和7年3月14日（金）**まで（必着）に**工事完了報告書**を提出できること。

**対象者は、以上の要件をすべて備えた方です。**

## 注意事項

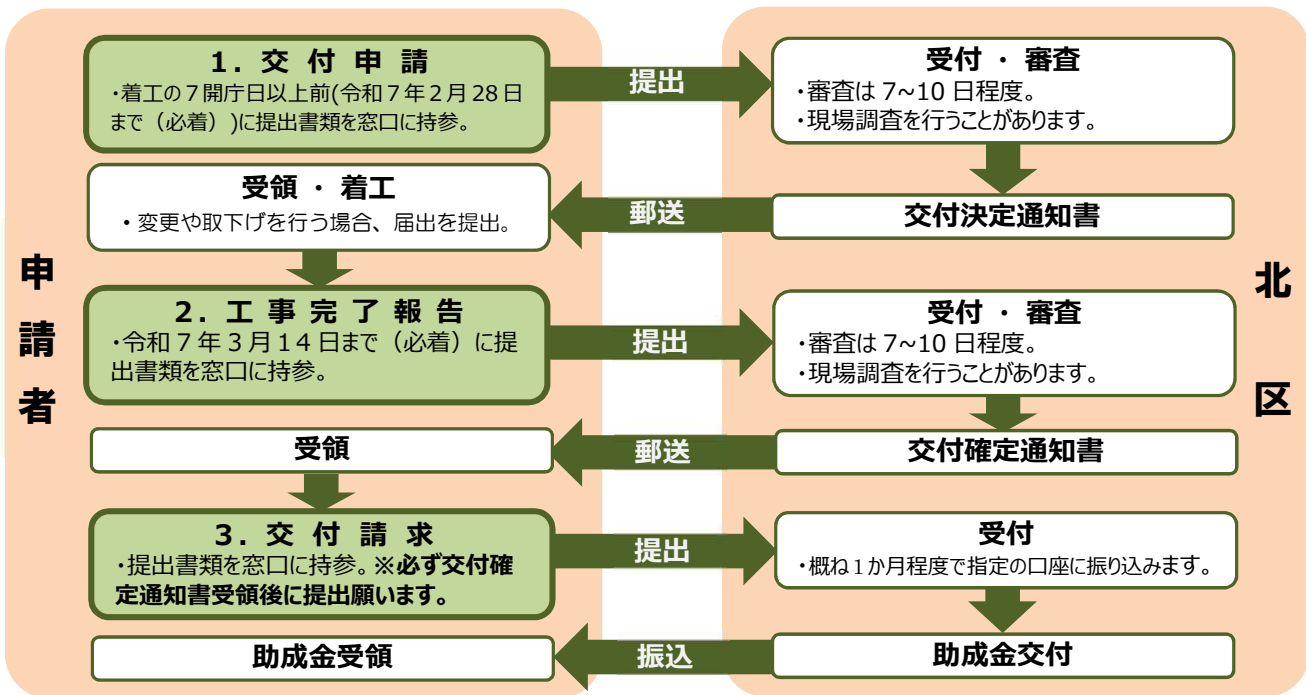
- ※ **助成金は予定金額に達した段階で受付終了となります。予算の残りが少なくなりましたら、ホームページ等でお知らせいたします。**
- ※ **管理組合等用での申込をご検討されている方は、見積書と対象機器等のパンフレットを持参のうえ、事前に環境課窓口までご相談ください。**
- ※ **建物の共用部分においてのみ使用することが要件であるため、住宅部分等において使用する場合は助成対象外となります。**
- ※ **必ず**工事着工前（原則として7開庁日以上前）**に交付申請を行ってください。着工後は受付できません。工事予定がある方は事前にお問い合わせください。**
- ※ **このパンフレットに記載している書類の他に、別途書類を求める場合があります。**
- ※ **助成対象機器の設置にあたっては、騒音・日照等の影響を含めよく検討してください。執拗に契約を急かせる業者には注意をし、複数の業者から見積もりをとることをお勧めします。**

## お問い合わせ

北区生活環境部 環境課 環境政策係  
TEL：03-3908-8603（直通） FAX：03-3906-8474  
〒114-8508 東京都北区王子 1-12-4 TIC 王子ビル 2階  
※書類は直接窓口までお持ちください。  
開庁時間：平日 午前8時半から午後5時まで

このパンフレットに記載されている助成対象機器等の他にも助成金を使用できる場合があります。詳しくは【一般用】をご覧ください。

## 手続きの流れ



## 1. 交付申請

次の書類を**工事着工前**に直接窓口までお持ちください。

①~⑥ (必須書類) + ⑦~⑨ (申請内容によって必要となる書類)

- ① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付申請書 (第1号様式) **HP**
- ② 見積書の写し (機器等の設置又は施工の内訳がわかるもの)  
 ◇機器の品番を記載してください。
- ③ パンフレット等 (機器等の形状及び規格等の助成要件(P.4)を満たすことがわかるもの)  
 ◇LED照明器具は**実際に設置する器具とランプを組み合わせた際の全光束**が必要です。  
 機器の製造元が指定する推奨ランプ以外と組み合わせる場合は、ご注意ください。
- ④ 図面及び住宅地図 (施工区域等及び施工場所のわかるもの)  
 ◇太陽光発電システムはモジュールの配置図。  
 ◇建物を上から見た平面図で、どの機器をどこに設置するのかわかるものをご提出ください。
- ⑤ 写真 (機器等の設置予定場所又は施工前の様子がわかるもの)  
 ◇撮影日のわかる写真 (おおむね1か月以内撮影のもの) を提出してください。  
 ◇設置場所が複数の場合は、**設置予定箇所すべての写真**を、**図面と1対1**で対応するように提出ください。
- ⑥ 管理組合等であることを証明する書類  
 ◇代表者と設置場所の住所がわかる書類 (管理規約、議事録の写し等) を提出してください。
- ⑦ 【他の機関の助成金等の申請を行う場合】 他の助成金等申請状況申出書 **HP**  
 ◇他の機関の助成金を併用する場合、機器等への助成金の合計金額は、助成対象経費の合計金額を超えることはできません。
- ⑧ 【太陽光発電を設置する場合】 設置する建物全体の単線結線図 **HP**  
 ◇集合住宅の共用部に太陽光発電を使用することがわかる、建物全体の単線結線図を提出してください。

➡ 交付申請に必要な書類は3ページ目に続きます

## ⑨ 助成対象機器であることを証明するもの

### ◇太陽光発電システム

【一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による太陽電池モジュール認証を受けたものの場合】

「JETPvm 認証 (モジュール認証) 登録リスト」掲載箇所を印刷したもの

【上記認証機種に準じた性能を持つものとして申請する場合】

性能及び安全の試験規格が JETPvm 認証と同等であることを証明する書類(外国語表記の場合は邦文訳もあわせて提出すること)

※試験規格の詳細については JET HP 内「認証試験は」項目参照(<https://www.jet.or.jp/products/solar/index.html>)

### ◇LED照明器具

③パンフレット等にて全光束及び固有エネルギー消費効率が確認できる場合は不要

ただし、メーカー推奨の組み合わせ以外を設置する場合は、設置する器具とランプを組み合わせた際の上記データを示す根拠資料

### ◇LED誘導灯器具

東京都中小企業者向け導入推奨機器「導入推奨機器検索」掲載箇所を印刷したもの

上記結果に記載のない指定基準を満たす機器を申請する場合は、その根拠資料

※ 上記書類の他に別途書類を求める場合があります。

## 2. 工事完了報告

工事が終わりましたら、**令和7年3月14日(金)までに、**  
次の書類を窓口まで提出してください。

① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入工事完了報告書 (第8号様式) **HP**

② 領収書の写し (機器等の設置又は施工等に係るもの)

◇申請者名義のものを提出してください。

③ 写真 (機器等の設置又は施工完了後の様子がわかるもの)

◇撮影日のわかる写真を提出してください。

◇設置場所が複数ある場合は、**設置箇所すべての写真**をご提出ください。

④ 納税証明書 (コピー不可) 又は助成金交付にかかわる申出書

【法人格のある管理組合等】

法人住民税を滞納していないことを証明するものを提出してください。

◇**課税証明書**では受付出来ません。

◇**未納額**があるものは受付できません。

【管理組合等が課税対象でないもの】

助成金交付にかかわる申出書 **HP** に必要事項を記載し提出してください。

※ 上記のどちらにも該当しない場合は、環境課環境政策係までお問い合わせください。

## 3. 交付請求

次の書類を窓口まで提出してください。

必ず交付確定通知書を受領してから、書類を作成してください。

① 再生可能エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成金交付請求書 (第11号様式) **HP**

② 口座振替依頼書 **HP**

◇申請者名義のものを提出してください。

**HP** マークがついている様式は、北区ホームページよりダウンロードいただけます

<https://www.city.kita.tokyo.jp/kankyo/jutaku/kankyo/hojo/energy/jose-info.html>

## 助成対象機器【管理組合等用】

以下に記載されている助成対象機器等の他についても助成金を使用できる場合があります。詳しくは【一般用】をご覧ください。

対象機器等の要件	助成金額								
<p><b>太陽光発電システム</b></p> <p>建物の共用部分においてのみ使用する太陽光発電システムであって、以下の2つの条件を満たすもの。</p> <p>①一般財団法人電気安全環境研究所による太陽電池モジュール認証を受けたもの、又はそれに準じた性能を持つと区が認めるもの。</p> <p>②太陽電池の公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力が10kW未満であること。</p>	<p>助成対象経費の <b>20%</b> (限度額 <b>100</b> 万円)</p>								
<p><b>LED照明器具・LED誘導灯器具</b></p> <p>建物の共用部分においてのみ使用する <b>LED 照明器具・LED 誘導灯器具</b> であり、次の要件を満たすものであること。</p> <p><b>【LED 照明器具】</b></p> <p>①照明用白色LEDを用いた、つり下げ形、じか付け形、埋め込み形又は壁付け形として使用する器具であること（卓上スタンドその他のコンセント設備を使用する器具及び非常用照明器具を除くものとする。）。</p> <p>②固有エネルギー消費効率が全光束ごとに下表の基準値以上であること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全光束</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>600lm 未満</td> <td>全て対象</td> </tr> <tr> <td>600lm 以上 2200lm 未満</td> <td>30lm/W</td> </tr> <tr> <td>2200lm 以上</td> <td>60lm/W</td> </tr> </tbody> </table> <p>③定格寿命が3万時間以上であること。</p> <p><b>【LED 誘導灯器具】</b></p> <p>都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱第2の指定を満たすものであること。</p>	全光束	基準値	600lm 未満	全て対象	600lm 以上 2200lm 未満	30lm/W	2200lm 以上	60lm/W	<p>助成対象経費の <b>20%</b> (限度額 <b>100</b> 万円)</p>
全光束	基準値								
600lm 未満	全て対象								
600lm 以上 2200lm 未満	30lm/W								
2200lm 以上	60lm/W								

※「**管理組合等**」とは、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第2条第3号に規定する管理組合又は同法第2条第4号に規定する管理者をいいます。

※「**助成対象経費**」とは、機器本体、部材及び架台の購入、取付け工事並びに施工に関する費用を指し、消費税は除外します。

※助成金額の1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※助成対象機器となる **LED 誘導灯器具** は、「東京都環境局 中小企業者向け省エネ促進税制対象機器」サイト内の導入推奨機器検索から検索できます。

[https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco\\_energy/](https://www8.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/eco_energy/)

(R6.4)